

立教大学出版助成に関する基準

施行	2001年 4月 1日
改正 (題名改正)	2006年 4月 1日
	2007年 4月 1日
	2010年 4月 1日
	2011年 4月 1日
	2012年 4月 1日
	2013年 4月 1日
	2022年12月 2日
(題名改正)	2026年 5月 1日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、立教大学出版助成（以下「出版助成」という。）について必要な事項を定める。

(助成の対象)

第 2 条 出版助成の対象となるものは、次の全ての要件を備えたものとする。

- (1) 応募及び刊行の時点で、本学専任教員（特別専任教授、特任教員及び助教を含む。以下「専任教員」という。）又は本学と関係のある研究者（名誉教授、勤続10年以上の退職教員、日本聖公会関係者、本学校友等）が、学術研究の成果を公開するために出版するものであること。
 - (2) 学術性が高く、出版助成を必要とすること。
 - (3) 出版計画が明確であり、出版助成年度2月末日までの出版が確実であること。
 - (4) 申請者本人の単著又は申請者が主たる編者を務める編著であること。
 - (5) 原稿は、完成したものであること。
- 2 前項にかかわらず、出版助成の対象となるものが、次の各号に定めるもののいずれかに該当する場合は、助成対象外とする。
- (1) 本学、研究所等がその事業として刊行すべきもの
 - (2) 既に学術誌等に発表された論文を単に集成したもの（ただし、加筆、修正を加え、前項の要件を満たしたとみなされるものを除く。）
 - (3) 教科書、定期刊行物及びこれらに類するもの
 - (4) 科学研究費その他から出版助成金を受けたもの又は受ける予定のあるもの
 - (5) 当該年度立教大学出版会の募集に応募したもの又は応募する予定のもの
 - (6) 過去5年以内に立教大学出版助成に採択された申請者が著述したもの

(申請手続)

第 3 条 申請者は、総長宛の出版計画書に完成原稿を添付して、所定の期日までに申請すること。

- 2 前項の申請に当たっては、あらかじめ出版社を選定し、その見積書を提出すること。
- 3 前項の見積書は、本学所定の用紙に予定出版社が記入したものを提出すること。

(審査)

第 4 条 申請に対する助成の可否についての審議は、立教大学全学研究助成委員会及び同委員会専門部会である出版部会（以下「出版部会」という。）が行う。

- 2 出版部会は、応募作品の審議に当たり、有識者に査読の依頼をすることができる。
- 3 出版部会は、査読を行う有識者へ、別に定める基準に基づき、謝礼を支払うものとする。

(決定)

第 5 条 出版部会は、毎年9月末日までに出版助成の採択を決定し、全学研究助成委員会に報告し承認を得る。結果を申請者に文書で通知する。

- 2 前項により採択の通知を受領した者が、当該通知に係る助成金等の交付内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知日より1週間以内に申請の取下げを行うことができる。
- 3 前項による申請の取下げがあった場合は、出版助成の採択の決定はなかったものとする。
- 4 不採択の通知を受領した者は、通知日より1週間以内に不採択の理由の開示を、出版部会に求める

ことができる。

(助成額及び出版部数)

第 6 条 助成額は、出版に必要な直接経費の 2 分の 1 以内で、100 万円以内とする。

2 出版に必要な直接経費とは、組版代、製版代、刷版代、印刷代、用紙代及び製本代とし、編集、校正等の付帯経費は含まない。

3 出版部数は、500 部以上とする。

(出版の期限)

第 7 条 出版は、採択の決定後当該助成年度の 2 月末日までに完了するものとする。

(助成金の支出)

第 8 条 本助成の採択者は、図書出版時に出版助成金交付申請書を請求書及び出版図書 2 部とともに総長に提出して、助成金の支出を願い出なければならない。なお、出版図書 1 部は本学図書館に納めるものとする。

2 助成金の支払いは、前項の出版助成金交付申請書に基づき、大学が直接出版業者に対して行う。

(義務)

第 9 条 本助成の交付を受けた者は、出版助成金実績報告書を助成金交付後速やかに提出しなければならない。

2 出版図書には、立教大学出版助成を受けた旨を明記しなければならない。

(事務の所管)

第 10 条 この出版助成に関する事務は、リサーチ・イニシアティブセンターの所管とする。

(改廃)

第 11 条 この基準の改廃は、全学研究助成委員会の議決をもって行う。

附 則

この内規は、2001 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、2006 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、2007 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、2010 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、2011 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、2013 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、2026 年 5 月 1 日から施行する。